

交換業者からの暗号資産不正流出に伴う債務不履行と安全なシステム構築義務の有無

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 令和 2 年 12 月 21 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 8789 号

【事 件 名】 損害賠償請求事件

【裁 判 結 果】 請求棄却（確定）

【参 照 法 令】 民法 415 条・656 条・644 条、資金決済に関する法律 2 条 5 項

【掲 載 誌】 金判 1612 号 42 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25586515

西南学院大学准教授 原 謙一

事実の概要**1 当事者間の契約と預託形態**

原告は被告との間で仮想通貨売買及び売買に伴う金銭・仮想通貨の管理等のサービス利用契約（以下「本件利用契約」）を締結し、被告に開設した口座で仮想通貨を保有した。被告は仮想通貨交換業を営む株式会社で、本件利用契約の内容をなす利用規約（以下「本件規約」）を定める。本件規約は、被告がハッキング等の方法で資産盗難にあった場合、告知なくサービス利用の全部又は一部を停止又は中断可能との条項（以下「本件条項」）を含んでいた。当事者間では仮想通貨取引説明書と題する文書（以下「本件説明書」）も交付され、本件説明書には仮想通貨の価格低下の可能性やサイバー攻撃等による消失のおそれのほか、被告が預託を受けた仮想通貨は被告自身の保有する仮想通貨と分別され、インターネット等の外部ネットワークに接続されていないコールドウォレット及び外部に接続されているホットウォレットにて登録ユーザーごとの持分がデータ上直ちに判別できる状態で管理されとの記載がある。なお、仮想通貨の送信に必要な秘密鍵を複数必要とする保管形態をマルチシグネチャというが、被告はユーザーの仮想通貨をホットウォレットで保管し、マルチシグネチャを採用していない。

2 流出事件による停止と損害賠償請求

平成 30 年 1 月 26 日午前 0 時 2 分から午前 8 時 26 分まで被告保有の仮想通貨 NEM（以下「NEM」、通貨単位は XEM）が不正送信され、ユーザーから預託された約 5 億 XEM の流出事件（以下「本件事件」）が生じた。被告は同日午前 11 時 25 分

頃に異常を検知し、同日午後 0 時 7 分頃から午後 0 時 52 分頃までの間に NEM の入出金及び売買の一時停止等を告知した。同日午後 4 時 33 分頃には全通貨の出金を、午後 5 時 23 分頃にはビットコイン以外の仮想通貨売買の一時停止を、それぞれ告知した。本件事件の発生した平成 30 年 1 月 26 日時点で原告は被告に仮想通貨イーサリアム（通貨単位は ETH）を預託しており、同日午後 1 時 55 分頃、被告に 1000ETH を他の交換業者へ送信するよう指示したが（以下「本件送信指示」）、被告は送信を行わず（同日のイーサリアムの価値は 1ETH が 11 万 0373.9 円相当）、同年 3 月 12 日に原告へ本件送信指示のキャンセルを通知した（同日のイーサリアムの価値は 1ETH が 7 万 4819.51 円相当）。そこで、原告は被告の送信拒否の債務不履行を理由にイーサリアムの価値下落分 3555 万 4390 円等の損害賠償請求を行った。

判決の要旨**1 送信指示に従わなかった債務不履行の有無¹⁾**

原告は本件送信指示の時点でイーサリアムの出金停止はなく、被告が送信を行わない債務不履行があると主張しているものの、被告は本件送信指示の前に本件条項に基づく告知なき停止措置をとっており、送信義務がないので債務不履行ではないと反論している。

以上につき本判決は、被告が社内で利用していた電子連絡ツールの記録（被告代表者が午前 11 時 42 分に全通貨停止を指示し、被告役職者が午前 11 時 48 分に当該設定を行った旨のやりとり）を前提に、不正流出という本件事件では「原因が判明するま

での間、更なる被害の拡大を防ぐために NEM 以外の通貨の出金を停止することも合理的」で、「本件条項に定められた事由が発生した場合には、顧客に対して事前の告知をすることなく仮想通貨の送信停止をすることができるとされているから、被告が顧客への告知の前に仮想通貨の送信を停止することは十分考えられる」等と述べて、原告の本件送信指示に先立つ午前 11 時 48 分に、すでに被告が取り扱う仮想通貨の出金は停止されていたと判断した。

2 システム構築義務とその不履行の有無

また、本件条項による停止措置がとられたことにつき原告は次の主張も行っている。すなわち、本件利用契約が準委任契約であり、被告は、① NEM をコールドウォレットやマルチシグネチャで管理し、②それらが困難なら NEM の扱いを控えることで、安全・安定なシステムを構築・稼働する善管注意義務を負っていたながら（民法 656 条・644 条）、その義務に違反したとして、原告は被告の債務不履行を免れ得ないものと主張するが、本判決は以下のように被告の債務不履行を否定した。

まず、①につき本判決は被告も加入するブロックチェーン協会の理事が本件事件発生時は未だ被告が利用できるコールドウォレットの開発は技術的に困難だったとの意見を述べたこと等から、「本件事件当時、仮想通貨交換業者において、顧客の NEM を保管することができるような機能と安全性を備えたコールドウォレットが存在したとは認められない」と述べ、現に被告以外の仮想通貨交換業者が本件事件発生当時に取り扱う全ての仮想通貨をコールドウォレットで管理していたものではない等の事情も加味し、「本件事件発生当時、仮想通貨取引所において、NEM をコールドウォレットで管理することが容易であったとか、それが通常の取扱いであったとはいえないから、被告が、善良なる管理者として、NEM をコールドウォレットで管理すべき義務を負っていたとは認められない」と判断した。同時に、マルチシグネチャの採用についても「ホットウォレットで保管している場合にマルチシグネチャを採用しても本件事件を防ぐ効果は乏しかった」との前記理事の意見や他の交換業者も必ずしもマルチシグネチャを採用していないことから、ホットウォレットで管理される NEM は「マルチシグネチャを採用すべき

注意義務があったとは未だ認められない」と判断した。以上から、本判決は①につき「被告は、善良なる管理者として、本件事件発生当時、NEM をコールドウォレット又はマルチシグネチャで管理すべき義務を負っていたとは認められない」と判示している。

次に、②については、本件説明書の重要事項として「仮想通貨をインターネット等の外部のネットワークに接続されているホットウォレットにて管理していることが記載されており、被告のホームページにも、ビットコイン以外の仮想通貨をコールドウォレットで保管しているとの記載もされていなかったのであるから、被告と取引をしようとする者は、被告が取り扱う仮想通貨の中にはホットウォレットで管理されている仮想通貨があったことを認識することができたといえ、ホットウォレットで管理されている仮想通貨については、外部からの不正な攻撃を受ける可能性が皆無ではないことを踏まえた上で、自己の責任において、被告との取引を行うか否かを自由に選択することができたのであるから、被告が、本件事件当時、NEM についてコールドウォレットの適用ができなかったからといって、その取扱いを控えるべき義務があったとはいえない」と判示された。

3 結論

以上から、被告が「善良なる管理者として安全かつ安定的なシステムを構築するとの注意義務に違反したと認めることはできないし、そもそも、本件条項が定められた主たる目的は、悪意の外部侵入者から原告を含む顧客財産を保護するためのものと解されるところ、本件事件により現に被告の資産が盗難された以上、何らの手当てもしないままサービスの提供を続ければ、更なる盗難の可能性を否定できないことからすれば、被告は、顧客の財産を善良なる管理者として保護すべき注意義務を果たすために」停止措置を実施したので、それ以後に本件送信指示に従わなかったことを被告の債務不履行とはいえないとして、損害に関する主張を判断せずに原告の請求を棄却した。

判例の解説

一 当事者間の契約と債務不履行

本判決のような暗号資産²⁾ 交換業者からの不正流出事件と関連する訴訟は多いが、交換業者と

ユーザー間における契約の性質を確認するため、暗号資産をめぐる両者の紛争全体を概観する。

まず、①東京地判平 27・8・5（公刊物未登載、LEX/DB25541521）では、暗号資産が民法上の「物」（民法 85 条、所有権の客体）でないとされ、「物」を前提とする混蔵寄託契約は認められず、交換業者とユーザーの契約関係は示されなかった。また、契約の性質が争われなかったため、これを明確にしないままユーザーから交換業者に対する暗号資産にかかる債権の存在と破産債権への該当性等を判断した②東京地判平 30・1・31（判時 2387 号 108 頁）もある。他に、すでに受取済みの暗号資産の返還を請求して棄却された本人訴訟では、契約の性質は争点でなく判示されていない（③東京地判平 30・9・21〔公刊物未登載、LEX/DB25557270〕、控訴審である東京高判平 31・2・14〔公刊物未登載、Westlaw 2019WLJPCA02146002〕も同様）。対して、④東京地判平 31・1・25（判時 2436 号 68 頁）は当事者の主張にかかる消費寄託契約を否定し、委任・準委任契約を認めた。

もっとも、④以後の全ての裁判例が委任等の性質を明言したわけではない。契約の性質決定が争点でなく典型契約との関係を明示しないものとして、交換業者とユーザーの契約はサービス利用契約で、同契約上の取引停止条項と消費者契約法の関係等を判断した⑤東京地判平 31・2・4（金法 2128 号 88 頁）のほか、不正流出事件に伴う暗号資産の送信停止で損害を受けた等と請求する本人訴訟が請求棄却された⑥横浜地判令元・6・25 がある（公刊物未登載、Westlaw 2019WLJPCA06256005、⑥の控訴審である東京高判令 2・1・22〔公刊物未登載、Westlaw 2020WLJPCA01226017〕も同様）。また、ブロックチェーンのハードフォークに伴って新たに生じる暗号資産はユーザーと交換業者の合意対象外とし、原告の寄託に関する主張を判断するまでもなく契約に基づく移転請求を棄却した⑦東京地判令元・12・20（金判 1590 号 41 頁）、さらに、不正流出事件に伴う暗号資産の取引停止を債務不履行として原告が損害賠償請求した事案で、被告交換業者の停止条項の存在を根拠に原告の請求を棄却した⑧東京地判令 2・10・30（金判 1609 号 26 頁）がある。

対して、暗号資産の不正流出事案で、原告が混蔵寄託契約の主張を前提とし、被告交換業者につ

き同契約の客体である暗号資産を返還しない債務不履行に基づく損害賠償等を請求したが、同契約の成立等を否定して請求を棄却した⑨東京地判令 2・3・2（金判 1598 号 42 頁）も存在する（控訴審の東京高判令 2・12・10〔金判 1615 号 40 頁〕で同主張は取り下げ）。

以上のように、交換業者とユーザー間における契約の性質を直接の争点としなかった②、③、⑤、⑥及び⑧のほか、契約の性質を問題にするまでもなかった⑦を除けば、下級審では寄託に関する原告の主張を否定した①、④及び⑨が存在し（中でも④は寄託の主張を否定して委任・準委任を肯定し）、加えて、本判決が準委任との原告主張を前提とした検討を行う。これらの判示から、交換業者・ユーザー間の契約の性質決定にあたって、実務では寄託から離れる傾向があることを見てとれないだろうか。実務上の契約を典型契約にあてはめる困難はあるが、訴訟における性質決定の必要もあることから³⁾、諸説が存在する中で上記の傾向につき今後さらなる検討を要するであろう⁴⁾。

いずれにしても、本判決が準委任契約を前提として善管注意義務を論じるなら、受任者（被告）は同義務の一環として委任者（原告）へ報告義務を負う（民法 645 条）。これは委任者の利益のために必要ならば、委任者の請求を待たずに受任者が経過を明らかにする義務も含み、その違反は債務不履行に基づく損害賠償の効果を生じる⁵⁾。停止された原告資産は日本円で 1 億円以上と巨額で、これが事件を機に下落するリスクはある。下落前の価格で原告が決済や投資をできず、その後の予定を速やかに変更する利益があるとすれば、原告の請求を待たず直ちに被告から事態を報告する必要がある。また、停止の事実 HP やメール等で容易に伝達可能であるが、本件では停止から 6 時間程度（停止 11 時 48 分、公表 16 時 30～17 時 20 分頃）で報告された。これで前記義務は尽くされたといえるだろうか。同義務に関する免責条項の存否とあわせて議論を要する。

二 システム構築義務とその不履行

さて、暗号資産の不正流出に備える交換業者はユーザーとの間で免責条項を設けて不正流出の責任を免れるものの、そのシステムが安全でない場合等まで免責されない。すなわち、交換業者は安全なシステムを構築する義務を有し、その義務違

反の際は免責条項を適用されない。この法理は銀行の現金自動支払機による預金者以外の引出しが問題となった最判平 5・7・19（判時 1489 号 111 頁）で認められ、④判決で交換業者からの暗号資産不正流出にも同法理が用いられ、前記義務が否定された（⑨も類似の手法で義務を否定）。

④・⑨判決のいずれも原告が技術認識を有すべき事案であり、これが被告に求められる義務の程度に影響したと評価する余地もある⁶⁾。しかし、本判決では原告の技術認識は不明なまま、被告の安全なシステム構築義務（善管注意義務）違反が否定され、同義務違反をもって本件条項の適用を免れるとの原告主張が認められなかった。このことから、暗号資産を扱う事業者のシステム構築義務は、今後の下級審において、ユーザーの技術認識を問わずに当時の技術・業界の水準等を参照して従来の判例法理を用いる方向に広がる可能性がある。

ところで、原告が停止されたのはイーサリアムだが、当事者の技術に関する主張は専ら NEM を中心とし、本判決も技術的な検討なく被害拡大防止の目的で NEM 以外の通貨停止を許容した。しかし、NEM とイーサリアムは異なるブロックチェーン上の異なる暗号資産であり、NEM の不正流出でイーサリアムまで停止しなければ被害を防止できなかったのだろうか。他の暗号資産に対する不正アクセス等があってもイーサリアムを安全に独立実行するシステムの構築が当時の技術や業界の水準等から可能ならば、そのようなシステムを構築しない義務違反は免責条項の不適用につながるだけに、技術に関する活発な主張・立証とそれらを前提とした判示が望まれた⁷⁾。

三 本判決の射程と意義

本判決は報告義務違反があれば異なる結論も考えられるため、送信停止に関連する一切の債務不履行を否定するものではない。また、本件発生後に交換業者は NEM をコールドウォレットで管理可能となっており、同種の対応を交換業者に求める令和元年の資金決済法改正もなされ⁸⁾、技術や業界の水準等に変化が生じた後の同種事案に本判決が及ぶことはないと思われる。これらの限界がありながらも、本判決は交換業者とユーザー間の契約関係やシステム構築義務に関する判例法理をクリアにする契機となり、理論においても、実務

の参照に値するという点でも、意義を有する。

●——注

- 1) 判決の要旨における番号・タイトルは筆者が付した。
- 2) 仮想通貨は平成 28 年資金決済法改正で「財産的価値」（同法 2 条 5 項）とされ、同法の令和元年改正で暗号資産へ改称されたので、以下の解説では仮想通貨を含めて暗号資産と表現する。
- 3) 前田峻「判批」クレジット研究 10 号（2021 年）59～60 頁を参照。
- 4) 交換業者との契約を委任とする北浜法律事務所編『バーチャルマネーの法務〔第 2 版〕』（民事法研究会、2018 年）59～60 頁のほか、信託とする久保田隆「判批」判時 727 号（2019 年）148 頁、寄託の規定を類推・準用すべきと述べる片岡義広「判批」新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-032051997（Web 版 2021 年 2 月 19 日掲載）2 頁があり、永井隆光「判批」クレジット研究 10 号（2021 年）68 頁はいまだ不明確と述べる。この問題は暗号資産の法的性質と関連するだけになお検討を要する。
- 5) 幾代通ほか編『新版 注釈民法（16）債権（7）』（有斐閣、1989 年）238～239 頁〔明石三郎〕及び潮見佳男『新契約各論Ⅱ』（信山社、2021 年）310～311 頁が本文の義務を指摘する。同じ義務は契約あるいはそれに信義則上付随する義務として承認の余地もあろうか。
- 6) ④・⑨ともにシステムの不足を主張する原告に対し、被告システムで足りると判示されたが、これに原告の技術認識が関係した可能性を示唆するものとして、④につき原謙一「判批」現代消費者法 49 巻（2020 年）110 頁、⑨につき得津晶「判批」法教 483 号（2020 年）165 頁がある。
- 7) 前田・前掲注 3）62 頁によれば一般的な技術水準の認定は困難が伴うとされ、本判決では被告も加入する業界団体の関係者のみに頼った技術の認定がなされたが、研究者や技術者等の中立的な鑑定人（民事訴訟法 212 条以下）の見解と対比した認定の必要性はないだろうか。
- 8) 交換業者は利用者の暗号資産をコールドウォレット等で管理することになった（資金決済法 63 条の 11 第 2 項後段、暗号資産府令 27 条 3 項及び金融庁ガイドラインⅡ-2-2-3-2(3)⑤）。もっとも、同項後段括弧書及び同府令 27 条 2 項の限りで最小限度をホットウォレットで管理可能だが、この場合には交換業者はホットウォレットで管理するものと同種・同数の暗号資産（履行保証暗号資産）を自己の財産と分別してコールドウォレットで管理する等の必要がある（同法 63 条の 11 の 2 第 1 項及び同府令 29 条）。